

宿泊所利用重要事項説明書

1 宿泊所事業者

事業者の名称 社会福祉法人信和会
事業者の所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目44番4号
代表者氏名 理事長 細越 善次郎
事業者の連絡先 03(6661)2825

2 宿泊所概要

宿泊所の名称 こもればいハウス
宿泊所の所在地 青森県八戸市南郷大字島守字中野沢22番地1
施設長氏名 中村 和夫
宿泊所の連絡先 0178(82)3870

3 宿泊所利用契約の内容

利用する居室 ○○号室
宿泊所利用料（居室及び宿泊所の設備を利用できます。）
居室使用料 月額20,000円（単身世帯部屋）
共益費 月額2,000円
基本サービス費 月額8,000円

※月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、月初から終了(退所)日までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

4 宿泊所職員体制

(1) 担当業務

- ① 居室訪問等による入居者の状況の把握
- ② 入居者が利用する福祉サービス事業者、福祉事務所、医療機関その他の関係機関等との連絡調整
- ③ 入居者からの相談に対する助言
- ④ その他入居者の状態に応じた支援

(2) 勤務体制

- ① 月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）
- ② 午前8時30分から午後5時30分

(3) 職員体制

- ① 施設長 中村 和夫

② 生活支援員 1名（非常勤 1名）

5 利用料の支払い方法

翌月10日までに事業者へ振り込みの方法で支払います。

6 利用者からの苦情に対応する窓口等

① 苦情対応窓口1：施設長

電話番号： 0178（82）3870

② 苦情対応窓口2：社会福祉法人信和会 法人本部

電話番号： 03（6661）2825

③ 苦情対応に関する責任者：社会福祉法人信和会

電話番号： 窓口2と同じ

7 宿泊所利用に当たっての留意事項（非常災害対策を含む。）

別紙「生活のしおり」を参照

8 契約の解約

（1）利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、10日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が青森県暴力団排除条例（平成23年3月25日条例第9号）第2条に規定する暴力団と判明した場合、直ちに解約することができます。

（2）事業者からの解約

事業者は宿泊所利用契約書第6条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

- ① 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
- ② 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
- ③ 利用者が青森県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員と判明した場合、直ちに解約することができます。

